

江戸川区立小学校のいじめの重大事態に係る調査結果報告書(概要版)

令和7年1月27日

1. 本調査について

区立小学校に在籍する児童の保護者から、「異学年の児童からいじめを受け、現在も心身の苦痛を感じており、未だ学校に通うことができていない。」との訴えを受けての調査である。

2. 調査目的

不登校発生までの学校対応及び不登校発生後の学校対応を調査することによって、本件児童の苦痛の軽減につなげること、同種事態の再発防止のための方策を見出すことを目的として調査が行われた。

3. 調査組織

「いじめ防止対策推進法第28条第1項」に基づき、学校のいじめ対策委員会に、第三者委員として江戸川区子どもの権利擁護委員（弁護士2名）、教育委員会指導主事及び教育委員会派遣の心理士や管理職経験者が加わり、調査組織を構成した。

4. 調査期間

令和6年1月10日から令和6年11月14日まで

5. 調査結果

(1) いじめ防止対策推進法にいういじめの認定

① 令和5年1月発生事案

本件児童は、下校指導後、児童Aと遭遇した。玄関外で本件児童と友達が話をしているところに児童Aが割り込んできて、児童Aから本件児童に対して「アホ」「バカ」などと強い口調で発言し、手で頭を叩いた。

② 令和5年2月発生事案

1回事案と同様、本件児童は下校指導後、児童Aに遭遇した。「本件児童が児童Aのことを見てきた」と思ったらしい児童Aが本件児童に対して「ガキ」「死ね」などと発言し、手で腹部を叩いた。

(2) 学校の対応における問題点

① トラブル発生時の管理職等への報告体制が徹底されていない

② 校内の見回り体制における情報共有が十分でない

③ 各事案への対応

- ・その場での対応について十分でなかったこと（声かけや複数職員対応 など）
- ・本件児童にも非があったかのような対応を行って本件児童に謝罪をさせたこと
- ・組織的対応に対する意識が欠如していたこと

④ 保護者への連絡及び連携が十分でなかったこと

⑤ 学校に来られない状態になってから、スクールカウンセラーを含めた専門職との協議も含め、長期的に、本件児童の保護者と連携を取り、本件児童及び保護者のニーズに寄り添い、登校再開に向けた組織的対応を検討するべきであった。

6. 本件を踏まえた、今後の学校の取組み

(1) 本件の被害児童に対して

学級担任だけではなく、管理職・主幹教諭・養護教諭・専科教員・巡回指導教員・スクールカウンセラー等が学級にかかわるようにし、学習状況、心理面、友達関係等について、情報を共有する体制を整え、教育委員会とも情報共有を密に実施することとした。今後、更に、この体制をより実効的にするとともに、本件児童が不安なことを校内の教職員に打ち明けられるよう対応を続けていく。

(2) 一人一人の存在を大切にした教育活動の展開

教育相談に対する教員の意識を高め、児童の気持ちに寄り添った指導をするとともに、児童が困ったときに校内の教職員にＳＯＳを出せる環境を整える。日常的な観察といじめアンケートなどをおして、個人や集団の抱える問題の小さな兆候をとらえて適切に対応し、一人一人の児童が安心して学校生活を送れるようにする。

(3) 報告体制について

学年会、ケース会議、職員会議等の時間を活用して、事例に応じて様々な情報共有、意見交換の場を確保する。

(4) 校内体制について

目が行き届かないところで事案が発生しないように校内体制を整え、日々の情報を生活指導主任及び管理職が確実に集約し、それについて全教職員で共有する。

校内の見回り担当の教員による業務は、引継ぎノートを活用し、今この時間帯にどこで何が起きているかを確認するとともに、管理職や生活指導主任にその時間の動きを相談しながら、必要な支援が確実に届くようにする。

(5) いじめの組織的な対応について

いじめの未然防止、早期発見・対応等を徹底的に行うことを改めて共通理解する。いじめが発生した時の報告・連絡・相談の体制を再確認し、聞き取りや事後の指導等についての組織的な対応を確実に行う。スクールソーシャルワーカーや心理士等、関係機関や専門家等との連携も積極的に行う。

いじめ、またはいじめに発展する恐れのある事案が発生した時には、教職員は速やかに学校いじめ対策委員会へ報告し、委員会を開催する。

(6) 保護者との情報共有について

様々な事案で保護者の思いや考えを確認し、共有する機会を定期的にもち、当該児童にとって一番良い形での解決を図る。学校に行きたくても行くことができなくなってしまった児童に対して、どのようなことができるか検討を続け、提案をしていく。